

Felo AI

同一事件に関する第一審（東京地裁）判決と控訴審（知財高裁）の判決です。比較検討してください。

ドキュメント 2 のソース 1 言語 gpt-4o

回答完了

同一事件に関する第一審（東京地方裁判所）判決と控訴審（知的財産高等裁判所）判決の比較検討

事件概要

本件は、人工知能（AI）による発明（以下「AI 発明」）を特許法上の「発明」として認めるか否かが争点となった事案です。原告は、AI「ダバス」が自律的に発明したと主張し、発明者欄に「ダバス」と記載した特許出願が却下されたことを不服として、特許庁長官の処分を取消しを求めました。

争点は以下の 2 点です：

1. 特許法における「発明」は自然人によるものに限定されるか。
2. 国際特許出願において、発明者の氏名が必要的記載事項であるか。

第一審（東京地方裁判所）判決の要点

結論

原告の請求を棄却。

主な判断理由

1. 「発明」の主体について
 - 特許法 2 条 1 項の「発明」の定義（「自然法則を利用した技術的思想の創作」）は、自然人の精神的創作活動を前提としていると解釈。
 - 知的財産基本法 2 条 1 項も「発明」を「人間の創造的活動により生み出されるもの」と位置づけており、AI 発明はこれに該当しない。
 - 特許法 29 条 1 項の「発明をした者」は自然人を指し、AI は権利能力を有しないため、特許を受ける権利の主体にはなり得ない。
2. 発明者の氏名の記載について
 - 特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号は、発明者の氏名を必要的記載事項としており、自然人の氏名を記載することが求められる。
 - AI を発明者として記載することは、形式要件違反に該当する。
3. TRIPS 協定や欧州特許庁の判断について
 - TRIPS 協定 27 条 1 項は「発明」の主体を規定しておらず、AI 発明を保護する義務を加盟国に課しているとは解釈できない。
 - 欧州特許庁の判断は参考にはなるが、日本の特許法の解釈を左右するものではない。

控訴審（知的財産高等裁判所）判決の要点

結論

控訴を棄却。

主な判断理由

第一審判決を支持しつつ、以下の点を補足。

1. 「発明」の主体について

- 特許法は、自然人が発明者であることを前提としており、AI 発明の特許法上の「発明」に含めることはできない。
- 特許法 29 条 1 項や 35 条 3 項の規定は、自然人による発明を想定しており、AI が発明者となることを前提とした規定は存在しない。
- AI 発明を保護するか否かは、立法政策上の問題であり、現行法の解釈論では対応できない。

2. 発明者の氏名の記載について

- 発明者の氏名は特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号に基づく必要的記載事項であり、自然人の氏名を記載することが求められる。
- AI 発明においても、発明者欄に自然人の氏名を記載しない場合は形式要件違反となる。

3. AI 発明に関する立法論の必要性

- AI 発明の保護に関する制度設計は、AI がもたらす社会経済構造の変化を踏まえた国民的議論を経て、立法論として検討されるべきである。
- 現行特許法の枠組みでは、AI 発明を保護することは困難である。

両判決の共通点

1. 「発明」の主体

- 両判決とも、特許法上の「発明」は自然人によるものに限定されると解釈。
- AI は権利能力を有しないため、特許を受ける権利の主体にはなり得ない。

2. 発明者の氏名の記載

- 発明者の氏名は必要的記載事項であり、自然人の氏名を記載することが求められる。
- AI を発明者として記載することは形式要件違反に該当する。

3. TRIPS 協定や欧州特許庁の判断

- TRIPS 協定は AI 発明を保護する義務を加盟国に課しているとは解釈できない。
- 欧州特許庁の判断は参考にはなるが、日本の特許法の解釈を左右するものではない。

控訴審判決の補足的な特徴

1. 立法論への言及

- 控訴審では、AI 発明の保護に関する立法論の必要性を強調。
- AI 発明を保護するか否かは、現行法の解釈論ではなく、立法政策上の問題として議論されるべきと指摘。

2. 国際的な動向の位置づけ

- 各国の特許法においても、AI を発明者と認めることに慎重な姿勢が多いことを指摘。
- グローバルな観点からも、AI 発明の保護に関する制度設計は慎重な議論が必要とした。

結論

両判決は、現行特許法の枠組みでは AI 発明を保護することはできないとの結論で一致しています。ただし、控訴審判決では、AI 発明の保護に関する立法論の必要性をより強調しており、AI 技術の進展に伴う社会的・経済的影響を踏まえた制度設計の重要性を指摘しています。